
平成22年第7回大和町議会定例会会議録

平成22年12月10日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	都市建設課長	高 橋 久 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 まちづくり 課 長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総 務 まちづくり 対 策 官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

【議事日程】

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 大和町地域活動支援センター条例
- 日程 3 大和町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 4 大和町母子・父子家庭医療の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 5 大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 6 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 7 大和町青少年問題協議会条例を廃止する条例
- 日程 8 平成 22 年度大和町一般会計補正予算
- 日程 9 平成 22 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程 10 平成 22 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程 11 平成 22 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算
- 日程 12 平成 22 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算
- 日程 13 平成 22 年度大和町落合財産区特別会計補正予算
- 日程 14 平成 22 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程 15 平成 22 年度大和町下水道事業特別会計補正予算
- 日程 16 平成 22 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程 17 平成 22 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算
- 日程 18 平成 22 年度大和町水道事業会計補正予算
- 日程 19 委員長報告（平成 22 年 請願第 2 号「入札契約制度の適正な制度設計と地元企業に対する適正な評価に関する請願書」）
- 日程 20 TPP 交渉参加阻止に関する意見書

日程 2 1 TPP交渉参加阻止に関する請願書

日程 2 2 所管事務調査の申し出について

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午後 1 時 3 2 分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

開会前に財政課長からお話ありますので、ご理解いただきたいと思いま
す。

財政課長 (千坂賢一君)

開会前で申しわけございません。

8日のご質問の中で、大和町から補助している団体数についてのご質問
がございまして、即座に集計ができないということで時間の猶予をちょう
だいいたしました。本日、各会計ごとに件数、団体数、団体には個人に交
付している部分もありますので、団体・人という形で集計をさせていただ
いてご配付をいたしておりますので、よろしく願います。

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、こんにちは。本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番藤巻
博史君、2番松川利充君を指名します。

日程第2「議案第65号 大和町地域活動支援センター条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、議案第65号 大和町地域活動支援センター条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。14番中川久男君。

14番（中川久男君）

議案第65号 大和町地域活動支援センター条例。

説明でございますと、小規模作業所から地域活動支援センターへの移行ということでございました。その中で、現在利用者定員12名。これが4月1日より地域活動支援センターというふうなもとのと動くと。職員数については、現在指導員2名。これが支援センターとなると利用者が20名という定員の枠になります。

お伺いしたいことは、ここに移行後に職員数5名、それに所長、施設長1名、指導員3名、看護職員1名という体制になっておりますが、この指導員3名、現在2名でやっておりますからプラス1名になります。看護職員の勤務状況、9時から3時までその者がおられるのか。あと施設長、これもそういう支援センターの絡みで指導なり、助言なりをできる体制でこのような人員配置になっているかをお聞きいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

お答えいたします。

地域活動支援センターの職員体制ということでのお尋ねであります。考え方といたしましては議員ご質問のとおり、施設長1名、指導員3名、看護師1名という配置でございます。この配置につきましては、障害者自

立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準、お手元に資料も配付させていただいておりますが、その中では施設長1名、指導員2名以上とされております。そのような中で、今後の障害者の入所状況にもよりますが、これまでの作業所での指導体制を踏まえて、基準以上での配置といたしたところでございます。

看護師につきましては、開設時間については、そこで勤務をいただくという考えで計画をいたしております。

あと施設長についてでございますが、施設長については、運営団体の責任者と兼務するというふうなことも考えられるかと思っております。そのような中での考えでございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
中川久男君。

14番 (中川久男君)
そのような職員体制と。

実は、これまで利用した方々は精神障害者。今度支援センターになれば、精神・知的・身体、そういった方々が通所できる。やはり4月から、中学校であれば支援センターなり養護学校の利用状況の中で、今の状況では職業には就けないというような活動の中で利用される方もいると思います。その辺のチェックはどのようになっていますか。逆に、看護師のほうもこの日程でやると日曜、水曜、土曜、役場の休館と同じような形で動くようですけれども、これまで我々も見ていると、看護師職員というのは非常勤みたいな形で、どこかに委託したような状況がよその施設でも見られますので、その辺をきちっと皆さんに説明をして、我々も聞いておきたい。この1点もう一度お伺いします。

議長 (大須賀 啓君)
保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

指導体制でございますが、議員おっしゃるとおり、現在の小規模作業所におきましては精神障害者の方が12名、それに対して指導員が2名ということでございます。

今後、3障害の方々が入所されるというようなことになりますので、この指導体制等につきましては、やはり障害者の障害の状況、さらには指導体制等、事業の運営状況を見ながら、段階的な入所者の入所が必要になってくるのではないかというふうに考えております。

そのような形で、できるだけ支障のないような形の指導体制をとっていきたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

14 番 （中川久男君）

やはり今町からの説明そのものでありますから、いかような障害の方々も利用できるような体制と職員配置を、その利用者の人数に応じた中で対応していくということですね。確認しておきます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

事業運営に支障のないような体制をとってまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第66号 大和町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第66号 大和町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第67号 大和町母子・父子家庭医療の助成に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第67号 大和町母子・父子家庭医療の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
討論なしと認めます。
これから議案第67号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第5「議案第68号 大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例」**

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、議案第68号 大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に
入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり
討論なしと認めます。
これから議案第68号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第69号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第69号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第70号 大和町青少年問題協議会条例を廃止する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第7、議案第70号 大和町青少年問題協議会条例を廃止する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第71号 平成22年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第71号 平成22年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番（堀籠日出子君）

それでは、事項別明細書の11ページの保育所費と17ページの小学校費の件で、関連で質問を行います。

まず保育所なのですが、保育料につきましては、21年度の決算で約700万の未納額が出ております。20年度と比べますと、大体100万ぐらいずつの減になっていますので、徴収に取り組んだ結果があらわれているのかなと思うのですが、その後の徴収状況をお伺いいたします。

それと、700万の中には長期的な未納額もあると思うのですが、その長期的な未納額、そしてまた町外へ未納のまま移転した滞納者もいらっしゃると思いますので、そういう長期滞納者、それから未納したまま移転した滞納者への徴収対応をお伺いいたします。

それから、小学校費なのですが、小学校では毎学期授業参観が行われております。その授業参観なのですが、授業参観に参加する父兄は多いのですが、その後の学級懇談になると参加する父兄が少数になると聞いております。その中で、教育委員会としては学級懇談に出ないという状況をどのように把握していらっしゃるのか。そしてまた、それに対する取り組みをどのようにお考えなのかお伺いいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

保育料に関するお尋ねでございますが、保育料につきましては、未納がこれまで毎年増加してきた経過がございますが、21年度決算におきましては100万以上の未納の回収がありまして、未納額が減っております。

今、私たちが未納額の減少に努めている部分につきましては、やはり滞納部分も大事な状況にあるわけでありまして、できるだけ現年度分の未納額を減らそうというようなことであります。

22年度の徴収状況を見ますと、現年度分につきましては、前年度より未納額が大分減っております。ある場合につきましては月2回ほどの臨戸訪問と、2カ月を過ぎた未納者については3カ月目には必ず徴収のご案内をすとか、そういうふうなことで努めております。

あと、長期の未納者につきましては、給与の差し押さえの通知等もやっております、できるだけそういうふうな未納が減少するように努力をいたしているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

授業参観のことについてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、それは各学校の長い課題ではあります、特に吉岡小学校においてそれが顕著にあらわれております。年度始めの学級懇談は、PTAの役員等のことがありまして、なかなか最後まで授業参観と同じような方々が残るといってもありません。

また、授業参観が平日に行われているときなどは、特に保護者の方は休みをとっていらっしゃるということもありまして、やはり後半の会議に出ることがない状況が続いていますが、それでも各学校、それぞれ努力をしまして、伺いますと、特に今年などは児童を最後まで残してというか、児童のいろいろな発表を織り込んで、帰りに保護者と一緒に帰るような形に切りかえまして、大変多くの方が残るようになったということ、また去年はマニフェストを掲げて、学級懇談に何%まで残るといような目標を掲げて各小学校は取り組んでおりました。

現在のところは以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

保育料につきましては、やはり長期滞納となると、一括で払うとか大変になると思いますので、短期的にいろいろ徴収する方法を考えていただきまして、また町外へ移転した方への対応などはどのようになっていらっしゃるのでしょうか。それをお伺いいたします。

それと、小学校なんですけれども、今回学校でそういういろいろな取り組みをして、懇談会に臨むような体制をそれぞれの学校でとっていらっしゃるということなんですけれども、残ってくれる父兄のお子さんというのは余り問題がないと思うのですけれども、なかなかそういうところに来てくれない、それで1年間も学校に足を運んだことがないという父兄も大分多いようです。そのようなものですから、そういう人たちに懇談会に来てもらえるような体制をどのようにしてとるかというのがすごく大事だと思うのです。

そこで、大和町ではないのですけれども、ほかの学校の取り組みとしましては、成績表です。今までですと成績表は生徒さんを通じて家庭へお渡ししているわけなのですけれども、やはり一回も足を運ばない父兄に対しては、一度成績表を子供に渡したとしてもそれを回収しまして、そして保護者の方を呼んで、そして懇談しながら成績表を渡すというのも聞いていますので、そういう方法などもとりながら、とにかく保護者の方に学校に足を運んでいただいて、そして学校の状況、子供の状況を把握していただくということが大事じゃないかなと思っております。その辺についてもお伺いいたします。

それから、先ほどちょっと忘れたのですけれども、家庭学習の手引き、大変立派にできて、拝見させていただきました。先日の常任委員会のときも、この学習の手引きの活用について、これは生徒を通じて家庭に配付するだけではなくて、やはりもっと活用方法を考えなければならないのではないかということをお伺いさせていただきました。その後、どのようにご検討なされたのか、お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

未納の町外転出者への対応ということではありますが、町外転出者につきましても定期的な臨戸訪問による督促あるいは徴収ということ、訪問した段階でいただける、内金ですか、そういうふうなこともございますので、できるだけ足を運んで納入していただけるように訪問いたしているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

議員のおっしゃる、ぜひ来ていただきたいご家庭の保護者の方というのは比較のお見えにならないというのは、どちらの小学校、中学校も話しております。

保護者会のときに各学校とも、出席簿というのは大変失礼なのでしょうけれども、お子さんの名簿を置いていて、丸をつけるようにしています。それで年間通して来ないという方には、特別に各学校、対応はまちまちですけれども、配慮をしていると報告をもらっております。

それから、家庭学習の手引きについては、大変ご指摘をいただきまして、その後の活用ということですが、今般は2学期で、今授業参観も終わっておりますけれども、保護者の方にそこで改めて学校からお話ししてもらっているという状況でございます。

また、ウインタースクールが行われますが、ウインタースクールやサマースクールは、自分で勉強するという習慣づけの一つでもありますので、その席で、夏休み中、自分ひとりで勉強するときはこういうふうにするんですよということを、4日あるうちの1日で指導してもらいましたので、今回もそのように子供たち向けにはウインタースクールの家庭学習の手引きを使って、自分で勉強するというを指導してもらうように計画はしているところでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

保育料の未納につきましては、年々未納額が少なくなっているのには目に見えていますので、これからも滞納額をなるべくなくすような方向でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、学校につきましても、父兄がなかなか足を運ばないということの解消策として、先ほど言ったのは例として申し上げたのですが、父兄の皆さんに一度は足を運んでいただけるような方策をぜひとっていただきたいと思います。

それから、家庭学習の手引きはあんなに立派にできたのに、それをただ家庭に配付している。二、三人に聞いてみたのですが、「家庭学習の手引きをどうしていますか」と聞いたら、「多分あると思うけど、どこに行ったんだか」と言うのです。そんなものですから、ただ渡しただけでは意味がないと思うのです。やはり渡して、そして皆さんにページを開いて見てもらうという方法が大事でありますので、つくったからいいやだけではなくて、手引きにつきましてもある程度回収して、そして何か集まりとか集会があるときに、それを皆さんに開いて見てもらって、一言ぐらい話をして取り組むということが大事だと思います。あんなに立派なものができるのに、家庭に置いたら、「あの辺にあるとは思いますが」では、せっかくつくったものも無駄になりますので、ぜひこれから大いに活用する方法でいかないと全然意味がないと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

お答えいたします。

家庭学習の手引きについては、議員のおっしゃるとおり活用がなければということで、地区懇談会などでは、議員おっしゃるとおり渡っていたという程度のもので、その活用についてはまでは至っていない。ただ、保護者

の何人かの方々は、渡っているのだけはわかっているということでした。きょう教頭会議がありましたので、その席でも、本来であれば一軒一軒家庭訪問をして、「こういうのがありますよ」と言うぐらいの気持ちでこの活用を図ってほしいという指示はいたしました。

また、中学校における三者面談というものは受験の進路の相談なのですが、これにつきましては、どちらの中学校も保護者の方が全員来ているということなので、先ほどの成績表というのでしょうか、そういう工夫をどうしても考えていかなければならないというふうに思っております。

家庭学習の手引きについては、今後とも活用について、委員会としても指導を強めたいと思います。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。10番浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

関連質問もあるかもしれませんが、ご了解願います。

事項別明細書の10ページから11ページにかけた2項2目の児童措置費の中の子ども手当、これは確認をさせていただきます。私の認識では、総数が3,359人、世帯数が2,032世帯、それから乳幼児のゼロ歳から6歳までが1,367人、小学生が1,316人、中学生676人、これで間違いありませんか。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

合計の数字でございますけれども、その後、転入等、出生等がございます、総合計で大変恐縮でございますけれども3,437人でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

総数でこのぐらい変わったのですから、すべての欄で変わっておるとい
う認識でいいんですね。

そして、これはゼロ歳から中学校卒業まで支給するというので、平成
22年からスタートしたと。今の民主党政権の公約では、最初は2万6,000
円だったものが、財政難を理由に支給額は公約の半額の1万3,000円にな
ってしまったのですが、もちろん県の負担もある、あるいは町村の負担も
ある。基本的には国費でこの子ども手当を考えるのが私は当然だと思うの
ですが、これはどうなのでしょう。町長にお聞きしますが、子ども手当に
よって、あるいは生活保護費がふえて、日本の予算が2.2兆円膨らんだの
です。やはりこれは地方公共団体で抗議として、これは国で全部見なけれ
ばならないのですというような要請活動等は行った経緯があるのでしょうか。
教えてください。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

子ども手当でございますが、おっしゃるとおりマニフェストの中で民主
党政権がそういう制度をとるといふことでスタートいたしております。実
際、支給の段階になりまして、国の財源の不足といひますか、そういった
中で地方自治体にも負担といふことで、現段階ではそういった負担があっ
たところでございます。このことにつきましては、新聞等でもいろいろ出
ておるところでございますけれども、地方町村会または県知事会で、そう
いったはずではなかったであろうと。場合によっては支給を拒否するとい
う話まで一部出たところでございますが、そうした場合、やはり国の分も
拒否するといふわけにもまいりませんのでいふことで前回は払った経緯
がございます。そのことについて、現段階も町村会なり、または県知事会、
そういった団体組織として、全体としてそういったことを政府のほうに、
本来あるべき姿にするべきだといふような意見は出してあります。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。9番馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

事項別明細書の7ページの財産管理費の光熱水費なのですが、300万の補正を立てているのですが、説明では、当初は月110万程度見込んでいたと。今回猛暑の影響があって300万ほど追加になるというふうな説明でした。半年以上過ぎておるわけなのですが、旧庁舎と比べた場合、年間予算だと大体光熱水費でたしか新庁舎が1,420万ぐらい組んでいたと思うのです。それにプラス300万というふうになるのですが、旧庁舎の場合と比べると、どの程度光熱水費が上がるというふうに思えばいいわけでしょうか。

それから、老人福祉費の中の敬老会関係なのですが、扶助費で敬老祝い金の169万9,000円が減額になっています。これは80歳以上の方への敬老祝い金の減と、多分100歳を目前にして予定していた方がお亡くなりになったということの中身だと思うのですが、100歳を目前にして亡くなった方がどのくらいおられたのか教えていただきたいと思います。

それから、障害者福祉費の下なのですが、工房セツ森の調理用器具費約40万。これは先ほど説明でありましたけど、いろいろな資機材を用意するわけなのですが、それは今まで12名で使っていたところの備品もおありだろうと思うのですが、新たに全部2カ所分を予算措置しているのか、今まで使っていた部分にプラスアルファでこういったものを予算措置したのか、その辺確認だけしておきます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

新庁舎の光熱水費に関するお尋ねでございます。新庁舎に移りましてからというよりも、今年度に入りまして4月から11月までの電気料を集計いたしますと1,040万ほどになってございます。これを月数で割戻ししますと130万ちょっと超えるくらいの金額になります。ただ、4月、5月あるいは旧庁舎を解体する前少しの期間、電気をとめるとか、それまでの間に

についてはある程度旧庁舎分も一括支出をしておりましたので、トータルの1,040万の中には幾ばくか旧庁舎分も含まれてはおります。当初の110万の見込みに対して今の平均ですと130万ということで、年間分については少し不足するであろうということで今回の補正をお願いしたものでございます。ただ、新庁舎におきましては、暖房等もすべて電気設備での対応になってございますので、灯油あるいはガス、そういったものについては使用しない状況になっておりますので、比較とした場合は、それらを全部トータルした中でどうなのかという比較が必要かと思っております。詳細をすべて集計してトータルという形でまだ1年経過していないので明確な状況ではございませんが、それらを含みますと、若干マイナスに作用するのではないかと見ております。ただ、光熱水費として予算措置した分が110万という想定をいたしましたので、その分で追加をお願いしたものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

敬老祝い金に関するお尋ねであります。80歳以上の方については、敬老祝い金といたしまして毎年5,500円の支給を行っております。今回22年、1,624名の方に支給させていただいたところであります。その精算というふうなことでの減額でございます。

さらに、100歳以上の敬老祝い金特別祝い金であります。今回、当初予算では対象者が10人でありましたが、2名お亡くなりになりましたので8名というようなことでの減額でございます。

工房七ツ森への備品関係でございますが、これにつきましては現在の備品等も使い、不足した部分についての今後予定する備品というようなことでの措置でございます。

議長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

一番最初の光熱水費なのですが、110万見込んだのが今現在では130万ぐらいの月の推移になっているということです。当初予算のときも説明は受けたのですが、旧庁舎の場合ですと760万ぐらいと。これは中身は違います。電気だけではなくて灯油、ガスとか使っています。新庁舎の場合は、その約倍、一千四、五百万使うというふうなことでした。猛暑の影響とかいろいろなことがあるかと思いますが、そういったことを踏まえて、旧庁舎と比べれば、建物も大きいですから相当数かかるのはわかるのですが、夏冬通して、特に節減を意識した中でやっていこうというふうな取り組み方を考えていらっしゃるのかどうか、その辺あればひとつ伺いたします。

それから、敬老祝い金に関してはわかりました。2名の方が100歳目前でお亡くなりになってその方を含んでの措置と。

あと、工房七ツ森なのですが、これは作業室、休憩室ありますが、この傘立てというのは、あそこはやはり持ち込まないと、上まで持っていかないとだめなんでしょうね。傘立てを設置するというのは、1階にあったような気もしたのですが、確かではないのですが、要らないというわけではないのですが、そういった形で1階に置いてはなくしたりとかということがあるとすればこれは必要なわけですが、今の説明で、既存の設備も利用しながら足りない分の補充ということでそれは理解いたしました。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

新庁舎での光熱水費の節減の策といいますか、そういったことのお尋ねでございました。

1年分というよりも22年度の全体として集計して、旧庁舎との比較という部分については整理をしたいと思っております。あわせまして旧庁舎からのみ職員外異動ではない部分もありますので、その辺ものを含めてどう比較したらいいのかという部分もあわせて検討したいと思っております。

節減策につきましては、独自ではございますけれども、ISOへの取り

組み等々の経験を踏まえて取り組んでおりますので、そういった部分を含めて不要な部分についてはスイッチを切るとか、そういった対応を継続して、できるだけ節減を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

傘立てであります、今回の活動の内容には、自分の持ち物の整理整頓ということも含まれておりますので、やはりそういう対応で自分の持ち物の整理整頓もきちんとするという部分も含めて必要とする部分でございます。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。16番桜井辰太郎君。

16番 （桜井辰太郎君）

18ページの社会教育総務費の8節で中学生の議会が開催される予定でありますけれども、日にちについては別にいたしましても、今までも開催されてきたわけですが、あの中学生の意見をまちづくりに反映できるような、そういうシステムを考えていったらどうかなというふうに私なりに感じるわけです。例えば、町民賛歌というような歌があったらいいのかとか、あるいは欲しいのかとか、そういうのを子供たちに問いかけながら、その考え方を聞いてみるとか、そういうふうにすることによって、例えば子供たちの議会の中で可決されたことが、この本会議の中で全会一致で通っていただくとか、そういう子供たちに夢を与えられるような議会があるならば、中学生の議会というものについての考え方を少し考えながら、自信が持てる子供たちを育てられるのではないかとというふうに私なりに感じるわけですが、そのことについて日程や計画や、そういうふうな詳細がありましたら、私の質問に答えながら述べていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

子ども議会に対するご質問でございますけれども、本年が大和町町政施行55周年、あるいはこういった立派な議場、あるいは庁舎ができたことによりましてというような形で計画をいたしたものでございます。第1回の内部の検討といたしまして、各学校の教務主任あるいは生徒指導担当の先生、あるいは町の担当職員によりまして第1回目の打ち合わせ会を開催させていただきました。その席では、やはり先ほど桜井議員おっしゃられたような子供たちが物を言わなくなったり、あるいは投票率が低下しているような状況下におきましては、非常に有意義なものであるというふうなお話をいただいておりますので、こういった意見を賜りながら、やはり実のある内容としての子ども議会という形で考えてみたいと思っておりますのでございます。

実施時期につきましては、第1回の打ち合わせ会を8月中に実施いたしておるところでございますけれども、その際には、年内中につきましてはいろいろな研究発表とかがありまして忙しい時期であり、年明けの1月から2月にかけての議会の開催されない月というような方向で、ただいま検討いたしておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

趣向が変わったというふうにありました。私もそのとおりだと思います。やっぱりこの町に生まれて、育て、出会って、そして勉学をし、そして多くの歴史を学びながら、子供たちが本当にここに住んで、生まれて、お父さんやお母さんに感謝しながら育っていき、そしてこのまちづくりに参加をしているんだというふうな意識づけの中で、今回の中学生議会を進めてほしい。そうすることによって、中学生の中には相当な正義感も育つ、そういう子供たちも多くなってくるというふうになりに感じます。欲を

言うならば、子供たちの議会を子供たちに傍聴させることだって必要ではないかというふうに私なりに感じております。ですから、そういう心の誇り、そして本当に大和町で生まれ育ってよかったと言えるような中学生議会を私は望むわけではありますが、もう少し突っ込んだ説明があるならばお願いをいたします。

議長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

中学生議会につきましては、今議会におきまして浅野正之議員さんから小学校の授業参観の状況というような形で、子供たちの声が非常に低いとか、あるいはその必要性は堀籠英雄議員さんのほうから前回の議会におきましてお話しいただいているところがございます、こういった意を受けまして開催させていただきたいと考えているところがございますけれども、やはり中学校の担当の先生からは、実のある中身でもってというふうなお話がございます、何かスローガンのものを考えて、それを議決して取り組んだらいかがでしょうかとか、そういったご提案もいただいているところがございます。これにつきましては、今後実施方法につきましている検討をさせていただきたいと思っております。

それから、中学生議会等の広がりをとというような形でございます。大和町には228名の2年生がおりますけれども、できればこういった方々を全員ここにお招きをして、一度見学をしていただき、そして、傍聴をしていただく。実際議員になれる方は少数かもしれませんが、いろいろ聞きながらという形での広がりを持たせた中学生議会という形で考えてみたいと思っております。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。11番鷓橋浩之君。

11 番 (鶉橋浩之君)

何点かお伺いをしたいと思います。

最初に7ページの財産管理費。この中の委託料なのですが、施設管理委託2,700万の減額をしています。これは財産管理ですから、新庁舎を含む財政課所管の財産に関する管理費だと思うのですが、当初予算からするとかなり大幅な減額になっているのではないかなと思いますので、この内容をひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の交付金の分収造林の関係なのですが、今回金取南、それから八志田地区、説明のような形で国有林の分収金の分配がなされるということでございます。今まで何回も申し上げている経過があるわけなのですが、民有林等々に対しては、こういった伐採、開伐をしても、なかなか新植に至らないというようなケースがほとんどだったのですが、今回、国有林が分収林の中でこれだけ開伐、伐採をして処分をするということなのですが、国ですから、国有林ですから、新植等々の計画があるのかどうか。国にも2割の分収割合があるわけなので、そういった交渉があるものかどうかひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、12ページ保健衛生総務費の繰出金なのですが、これは水道事業の中で伺えばいいのかなと思いますけれども、たまたまこの説明が保健福祉課のほうからございました。この中で、水道事業会計で1,092万ほどの繰り出し、これは高料金対策だというようなことだったのですが、この繰り出し基準が変更になったという説明がございました。どのような変更があったのか、基準の変更でございますから、この際お伺いをしておきたいと思います。

それから、次のページの農地費なのですが、この中での勝負沢ため池の関係です。これは3月の当初予算のときにもお伺いした経過がございます。勝負沢ため池については、老朽化が著しいというようなことで採択をさせていただきまして、21年から25年までの事業ということで採択をされておったと。当初では7,400万、たしか600何万の大和町の負担金を計上しておったところなのですが、今回大幅に増額補正がされたと。恐らく21年から25年までの事業なのですが、今年度当初分と今回の補正を合わせると、事業のかなりの部分が遂行されるのではないかというふうに思うのですが、今回この補正によって、いわゆる出来高としてどの程度になるのか。農業の

整備予算が、非常に当初、新政権になって危惧されたわけなのですが、今回このようになったというようなことなので大変喜ばしいわけなのですが、そういった経緯、経過もあわせてお伺いをしておきたいと思います。

それから最後に、災害復旧で小鶴沢線、これは9月の決算議会の際にでき上がったということで特別委員会でも現場を視察した経緯がございます。今回このようなのり面の崩壊があったというようなことで災害復旧費211万ほど計上されたということなのですが、こののり面の崩壊というのは、いつの災害で起きたものなのか。9月の時点では何でもなかったのに、その災害の内容を詳しくお願いしたいと思います。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

財産管理費中の庁舎管理費の委託料の減額の理由でございますけれども、こちら新庁舎に移転をいたしまして、新庁舎の各種設備等の管理と守衛、それから清掃も含めまして一括の入札を行ないました。期間については3年間ということで、積算の上実施をしたところでございますけれども、落札が見込額の3分の1ぐらいの数値であったということで、当初は三千何百万の予算を措置しておったところですが、1,134万円という結果になりましたので、それに伴います減額を行うものでございます。

それから、国有分収造林の関係につきましては、今回につきましても地域の皆様、造林に携わった方々が高齢になっておられるという部分もございまして、早期の伐採をというような要望を受け、国のほうへその旨をお伝えいたしました。それで入札の執行という形になってございます。伐採、搬出後につきましては、契約を解除して返地をするという運びになる予定でございますが、その後の植栽につきましては、具体的に国のほうで計画をお持ちかどうかという部分については、詳細のお尋ねはいたしていないところでございます。現状の森林を取り巻く状況等からしますと、最近ではCO₂削減での効果という部分もありまして、少し風向きは違う状況であろうかと思いますが、すべてに即座に新植されるかという見込みにつ

いては、なかなか厳しいところがあるのかなというふうには思っておりません。具体的には確認をいたしてございません。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

保健衛生総務費の28節繰出金でございます。これは水道事業会計へ1,092万4,000円を繰り出すという内容でございます。高料金対策補助金の繰り出し基準の改定による補正ということでございます。これにつきましては、総務省自治財政局長通知によりまして、平成21年度におきます資本費の基準額は172円ということで示されてございますが、平成22年度におきまして167円に改定されました。そのようなことから、この改定の単価差5円につきましては、前々年度の年間有収水量に乗じた額を一般会計から繰り入れという通知が示されましたので、そのことによりまして今回補正をいたしたものでございます。よろしく願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

勝負沢ため池に係ります出来高のご質問でございますけれども、勝負沢ため池につきましては県営事業でございます。事業費は当初1,000万、その後5,900万、合計6,900万が第1期工事ということになりまして、今回平成20年の経済危機対応・地域活性化予備費という財源でもって7,400万の追加ということで、合計で1億4,300万というふうになってございます。この第1期分につきましては、22年度ということで財源の出来高からしますと48%、あと残り7,400万につきましては残り52%ということで、これは繰り越しをして23年度というようなことでございまして、ほぼ23年度で完成というような予定でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

災害復旧関係のお尋ねでございます。町道小鶴沢線の今回の災害でございますが、本年の10月31日から11月1日にかけて降った雨によりましてのり面の崩壊がございまして、その災害復旧をするものでございます。当該地のところにつきましては、平成18年に改良工事を行った箇所でございます。現地を調査いたしまして見たところ、ちょうど水がわきやすい状況があって、それが崩壊の原因になったのではないかとということでございますので、この復旧に当たりましては、そういった対策もとりまして行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

まず財産管理費なのですが、そうしますとこれはこの新庁舎の清掃管理から宿直、これは全部含めてこのような減額で済むというように理解できるわけです。入札の執行の結果、新庁舎の分については予定金額の3分の1くらいの入札執行で済んだというようなことでございますから、非常に経費節減になったというようなことで、喜ばしいことであるというように思うわけなのですが、管理に当たっては安くなったからというようなことだけでなく、ひとつしっかり管理されるように注意をなさっていただきたいと思えます。

それから、分収契約については、国のほうでの考え方をまだ把握していないというようなことなのですが、やはり2割は国に入るわけですから、本町の山林というようなことで、国有林ですから、できれば新植なされるような形で働きかけもあればいいのかなというふうに思っております。

それから、水道事業ですが、ことし年度途中で資本費に関する高料金の部分の単価の改定によるというふうな理解でいいんだろうと思えますけれ

ども、5円掛ける有収水量というようなことで、その差額がこうだというふうになるわけですね。結果として、今回の繰り出しは、当初分からするとまだ1割には満たないわけですよ。高料金ですから、当然その対象となる簡易水道等の部分が大いいたらと思いますけれども、この高料金対策に直接該当するのが、100%該当するといいますか、簡易水道だと思うのですが、本町の簡易水道についての年間の有収水量というのはどのくらいになっているのか、この際ですからお伺いをしておきます。

それから、農地費の勝負沢の関連なのですが、今回の補正分は繰り越しの措置になるだろうということで、この事業は今回の補正措置によってほぼ完成ということですから、21年から25年の事業というのを大幅に前倒して完成をするということなので、大変喜ばしい限りであります。予定された事業期間が延びる事業はあっても、短縮される補助金事業というのはなかなかないわけなのですが、こういうような事業も中にはあるというようなことで、本当に町長初め関係者の皆様方に感謝と敬意を表したいというふうに思うわけなのですが、11月初旬に県事業の町村負担金の問題の記事があったわけです。この中で、県事業においては、11年度分から県の事務費は徴収しないというような記事があったわけなのですが、その中で、農林水産分野では工事費と事務費の分担の内訳を明らかにしていないというようなことで不明な部分があったわけなのですが、今回のこの予算措置の中で、そういった事務費の分担というのは、今回はどういう措置になっているのか、お伺いをしておきたいと思います。

それから最後の災害の関係なのですが、10月30日と11月1日の降雨、これは総雨量でかなりの雨量があったというようなことなのか。それとも、短時間の雨量でこういう災害になったということなのか。ことしの10月末から11月初め、そんなに大きな豪雨というのはあったように記憶してなかったものですから、やはりこういうようなことが起きると、集中豪雨というのはたびたび起こるわけなので、今後被害の拡大が心配されるわけなのですが、その辺はどういうふうに見ていらっしゃるか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）
財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

財産管理費の関連でのご質問が二つありました。

庁舎の管理につきましては、トータルの管理としてお願いをいたしましたので、受託をいたしました会社におきましてもしっかりと行うという部分がございますけれども、我々も日常の報告を受けながら対応いたしておりますので、なお留意をして管理に当たりたいと思っております。

それから、国有分収林の伐採後の扱いでございますけれども、そちらにつきましては所管事務所のほうに申し入れと、計画があるのであればそういった内容を把握しておきたいと思っております。

議長 （大須賀 啓君）
上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

高料金対策に関します繰り出し基準でございますが、その通知によりますと、自然条件等により建設改良費が割高なため、資本費が著しく高額となるものにつきましての料金格差の縮小に資するために資本費の一部について繰り出しするための経費であるというふうなことになってございます。それで、172円以上の資本費の部分についてというふうなことでございましたが、今回167円に改められたというようなことでございます。これにつきましては4月後半の通知でございましたので、当初予算の時期に間に合わない時期でございましたので、今回の補正ということになった次第でございます。上水道の建設改良費が割高についたために資本費が著しく高額になった部分についてというふうなことでございます。

あと、簡易水道事業の年間の有収水量でございますが、平成21年度実績で3万1,726トンという数字になってございます。今年度につきましては3万2,500トンという数字を予定してございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

県事業に係る事務費の関係でございますが、今回につきましてはガイドラインということで、工事費の11%ということで工事請負に係る分を負担しております。7,400万の11%ということで814万ということになっておりました。事務費につきましては、現在はそのままというような形でございます。2011年度から県事務費は徴収しないということでございますので、その後、連絡を受けて対応したいと考えております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

災害復旧の関係でございますけれども、当時の雨の降り方でございますが、一時的には強い降り方もございましたけれども、全体としてそう多い降雨ではなかったというふうなところでございます。升沢の降り方が全体として80ミリ以上ということでもくくりはありましたけれども、それ以外でございまして、40から60ぐらいの普通の雨のような状況、一時強い降り方があったということで、国災には該当しないということで今回の対応にさせていただきますたいということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

県の勝負沢ため池の関係なのですが、そうすると、今回の措置の中では、いわゆる事務費の部分はカウントされているというふうにとらえてよろしいのですか。

議長（大須賀 啓君）
産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）
そのとおりでございます。

議長（大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6番（高平聡雄君）
それでは、事項別明細書の17ページの教育費、中学校費の設備費の中で障害児用トイレの改修ということで予算を計上されております。この改修の概要をお伝えいただきたいということと、そのことによってどういう利用しやすさがあるのか、お聞かせください。

議長（大須賀 啓君）
教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）
中学校の施設整備についての質問でございます。今回の施設整備につきましては、トイレの改修ということになります。現在、来年の4月に宮床中学校に入学される生徒さんの中に障害を持っていらっしゃる方がいます。そのために滅菌したものを使うというようなことで、部屋が狭いということである程度の部屋を確保する、広くするということが一つ。それからトイレなのですが、自動洗浄ということで、そういった機能を持ったトイレに改修するということ。それから、自動手洗い機、センサーで水が出てくるものといったものに改修しようとするものでございます。そのことによりまして、そのお子さん、自己導尿をやっているのですが、自分でその部屋でできるということで、安全で便利に使えるということになると思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

それでは、既存の施設の躯体をいじるだとか、あるいは間口を広げるだとか、あるいはフラットにするだとか、そういうものでなくて、言ってみれば後づけでいろんな装置をつけるという範囲でよろしいのか。というのは、このトイレの改修の範囲にとどまっていいのかということが私として心配なところで、例えば教室あるいは校舎への出入り等々について、そういった何らかの対応が必要なのではないかということをお伺いしたいわけなのですが。

議 長 （大須賀 啓君）
教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

お答えします。

躯体の整備までの必要はないということで、その方については歩行も十分できますし、特に支障なく生活は送れるのですが、ただトイレの関係だけちょっと部屋が狭いというようなこととか、そういった機能がなければちょっと不便であるというふうなことで、そういった意味での対応ということになります。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

その方についての対応はわかりました。重ねてお伺いをしますが、各学校の施設でバリアフリーだとか、特にトイレ、出入り口等々、そういったものに対する現在の配慮というのはどの程度のことなんでしょうか。また、教育の機会の均等という観点からも、車いすあるいは他の障害者の方であっても、できるだけ同じ環境の中で学習を受ける機会を確保するという観

点から、そういった施設整備というのは最低限必要なのではないかというふうに思うのですが、現状をお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

お答えします。

最近建てられている建物については、すべてバリアフリーのものになっているということになってはいますが、ただ、古い建物の一部については、十分にそういった施設整備がされていない部分があるかと思えます。そういった意味では、だれでも安全に利用できるような施設整備には努めていかなければならないというふうには考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時45分 休 憩

午後2時55分 再 開

議長（大須賀 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9「議案第72号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第72号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第73号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第73号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4番（平渡高志君）

これは事項別明細書39ページ、歳出のほうで一般管理費の19節の負担金及び交付金2,625万円の減額であります。これは、この前の全員協議会

等々でお話ししましたとおり、認知症高齢者グループホームを今回22年度に開設する予定であったものが、特別養護老人ホームを建てるために今回これをつくらないということでの減額だと思っておりますが、町長、特別養護老人ホームができたからグループホームは要らないんだというような全員協議会での私の質問のときの町長の答弁でありましたが、グループホームと特別養護老人ホームはまるっきり資質が違うものなんですよ。よりよいものができたからグループホームは今回見直すというようなお話でありましたが、これは県の3期計画の事業の中で、今年度23年度までの補助金なのです。町でこの2,600万を出すのではなく、町がグループホームをつくる方と県の間に入って県からの補助金の仲介をするだけなのです。町では一銭も出していないはずなのです。それを結局今回は見送ったということですが、県では23年度までであって、この次の4期計画に補助金が出るか出ないかわからない。そして、このグループホームというのは、要支援2のほんとに軽い方が入れるわけです。今度つくる特別養護老人ホームは、介護度3以上、自宅で自分ではできない、家族も大変だからその施設にどうしても頼むというような方々が今度大和町でつくる特養ホームになるのです。このグループホームというのは、ひとり暮らしとか、二人でも高齢者になって、少し料理するのが大変だ、ひとり暮らしでは危ない、そういう方々が入る施設です。確かにグループホームは月々12万から14、15万ぐらい個人負担があるのです。だれでも入れるわけではないです。ただ、特養の場合は5万から6万ぐらいで入れるから、容易に入れるというわけなのですけれども、この違い、町長ご認識ありますか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
グループホームと特養の違いは認識いたしております。

議 長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

であるならば、結局今、厚生年金また共済年金等々、高い年金をもらっている方側、重病でなくてもひとり暮らしとか高齢者二人暮らしでも不安なために入りたいという方が結構おるんですよ。去年は1棟グループホームが吉岡にできました。今回第4次計画で、ことしで2棟をつくるという話だったのですけれども、今回これを見直すということで24年度に特養ができる。その後を見守っていききたいとなると、それはいつごろになるのでしょうか。このグループホームは立ち消えになったわけではないというのですけれども、この先何年先に延ばすおつもりなのかお伺いします。

議長 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

初めに、特養ができたからグループホームが要らないという言い方は、私はしておらないと思います。そこはお間違いのないように。

それともう一つ、グループホームは確かに第4次総合計画の中でやってまいったところでございます。ご承知のとおり、なんてん等々やって進めてまいりました。その中で、今回グループホームの先を越して特養になったという経緯がありました。この件につきましては、ご承知のとおりいろいろな県の補助のあり方なり、今の待機の方々のあり方なり、そういったものを総合的に判断をして、どちらが先というのはなかなか難しいところではありますけれども、特養を優先ということにしたところでございます。

グループホームはいつごろということでございますが、これにつきましては、今度の第5次介護保険計画の中等々で検討をしていきたいというふうに考えております。

ご承知のとおり、介護保険料につきましては、施設ができる、その建物についての補助はもちろんあるわけでございますけれども、入所する等々の関係で、介護保険料というものにも影響してまいります。そういったこともございますので、介護保険料がなるべく上がらない中で押さえたいという気持ちもあります。ただ、今自然増といいますか、サービス等々のや

り方で、どうしても介護保険料を上げざるを得ない状況にある中でございますので、そういった中で、できるだけ抑えた中での施設の充実と申しますか、そういったものを考えて今回特養ホームを来年度からやるというような考え方で皆様方にお話をし、ご理解をちょうだいしたというふうに思っております。

グループホームにつきましては、先ほども申しましたけれども、第5次介護の中で今後の見通しも含めて検討した中で考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます、これはグループホームだけではないのですけれども、そういったものにつきましては、今後高齢化社会ということもある中で、または大和町の環境を見た中で進めていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

要らないと言ったわけではないということですが、私のときの答弁では、よりよいものができればいいというような町長のお話はあったはずであります。よりよいということは、グループホームよりもっといいものがある。確かに100人希望でありますから、今そういう方々がうちで介護を受けていらっしゃる方々が入れる要素はあるのです。ですけれども、介護3、本当に大変な方々しか入れないということも町長これは認識していただきたい。また、これは大和町だけの100人が入れるわけではないですね。これは宮城県内から結局来るわけですよ。ただ、グループホームの18部屋の方々は大和町の方々が入れるようで、程度も比較的認知症がこれ以上進まないような、普通の正常な生活はできるんですけれども、高齢のためこれ以上進まないような、またひとり暮らしでだんだん認知症が進んでいく方々が、そういうグループホームに入っているいろいろな話をしながら認知症がだんだんよくなっていくというような施設でありまして、まるっきり違うのですよ。この老健というのは、もうそれ以上直すというよりは介護を専門ですから、大体動けない方々が多いのです。そういうものであり

ますから、まるつきり違うのです。ですから、特養は特養でやっていただくのも私は本当に賛成です。ただ、もう一方でグループホームというのと一緒に並行してやっていかなければ片手落ちではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

特養もグループホームも同じだと思うのですが、地元の人だけが入れるというものではなくて、どこからでも入れるというようなものであるということです。

どちらが大切とかということではなくて、その人その人にとってはすべてがみんな大切なところがございますので、そんなランクづけをしたつもりは私はございませんが、もし議員がそういうふうにおとりになったとすれば、言い回しが悪かったというふうに思いますので、そこはこの場で訂正を、考えのほうも、私の考えは違うということをご理解いただきたいと思います。

そういった中でございますが、その施設について、現段階でそういった特養のほうに切りかえたということはさっき申し上げたとおりでございます。だからグループホームをやめたということではないということも申し上げております。状況をその辺の計画の中で、今後のあり方というものは、今後グループホームだけではなくてほかの施設とか、そういったこともある中で、総合的にバランスよく考えていかなければいけないと思っております。こちらだけ、こちらだけという思いでやっているということはありませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。2番松川利充君。

2 番 （松川利充君）

それでは、その特養ホームについてですが、事業者が決定してからそん

なに時間はたっていないのでありますけれども、その計画が予定どおり順調に進んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

特養ホームに係る事業の進捗状況のお尋ねであります。

この事業計画におきましては、やはり資金計画の中で福祉機構といえますか、融資を受けるというふうな予定でございます。そういうふうな段階で、今福祉機構と県の事業計画の最終的な段階に来ております。今月の半ばごろまでには、おおよその最終的な計画が煮詰まるというような段階でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第74号 平成22年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第74号 平成22年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に

入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第75号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第75号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第76号 平成22年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第76号 平成22年度大和町落合財産区特別会計補正予算

を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第77号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第77号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第78号 平成22年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、議案第78号 平成22年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第79号 平成22年度大和町農業集落排水事業特別会計
補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第79号 平成22年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第80号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計

補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第17、議案第80号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第81号 平成22年度大和町水道事業会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第18、議案第81号 平成22年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「委員長報告（平成22年請願第2号 「入札契約制度の適正な制度設計と地元企業に対する適正な評価に関する請願書）」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、委員長報告（平成22年請願第2号 「入札契約制度の適正な制度設計と地元企業に対する適正な評価に関する請願書」）を議題とします。

ここで17番大崎勝治君の退場を求めます。

〔17番大崎勝治君退場〕

本件に関し、総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長高平聡雄君。

総務常任委員会委員長（高平聡雄君）

それではご報告をさせていただきます。

大和町議会議長大須賀 啓殿。総務常任委員会委員長高平聡雄。

請願審査報告書。

本委員会は、平成22年9月17日に付託された請願について審査の結果、別紙のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告をいたします。

平成22年9月15日。紹介議員、平渡高志議員、堀籠日出子議員、堀籠英雄議員、秋山富雄議員、伊藤 勝議員、中川久雄議員。

請願者の住所氏名。大和町吉岡南二丁目4番地の10、くろかわ商工会工業部会大和支部長高嶋征夫。

件名。入札契約制度の適正な制度設計と地元企業に対する適正な評価に関する請願書。

平成22年9月17日、9月定例会において総務常任委員会に付託をされました。

平成22年10月21日、町の入札制度の概要について財政課より説明を受けました。その後、委員会で請願内容について協議をいたしました。

平成22年11月10日、紹介議員及び請願者より請願の趣旨等について説明を受けました。その後、委員会として協議をいたしました。

平成22年11月19日、請願内容の疑問点について紹介議員より再度説明を受けました。その後、委員会として協議を行いました。

平成22年11月25日、請願内容について協議をいたしました。と同時に、今12月定例会の委員長報告案について協議をいたしております。

平成22年12月10日、12月定例会の委員長報告の最終案の確認をいたしました。

委員会の意見でございますが、平成22年9月17日に付託された本件については、当委員会において請願者並びに紹介議員から意見等を聴取するとともに、町の入札制度を踏まえ慎重に審議をいたしました。

今回の請願は、地元建設企業の昨今の経営基盤の危機的状況を踏まえ、技術と経営に優れた優良な地元建設企業が適正な利潤を確保し、地域経済の発展と雇用拡大に寄与できる健全な企業への再生・発展を図るために、町の入札制度の改正をお願いする内容でございました。

本委員会といたしましては、請願事項と現在の町の制度に照らし合わせてみますと、まず一般競争価格を3,000万円以上とすることについては、現在町では2,000万円以上としており、さらに町の入札監視委員会では、1,000万円以上にすべきとの意見や、予定価格の公表を事後公表することとの要望については、談合防止の観点から、町では事前・事後公表をランダムに行っているところであり、また、最低制限価格制度による基準価格及び低入札調査基準価格制度を導入する場合の基準価格を90%にすることについても、一定の請負工事についてはよいと考えられますが、現在町で年々増加傾向にあります委託関係業務に及ぼす影響が大きく、現在の委託業務等の入札実績から見て、現段階では町にとって不利益になると考えられます。町の入札制度は、工事のみでなく委託等の入札に係るものすべてを対象といたしております。このように現在の町の入札制度とのギャップは大きいところではありますが、他に先駆け最低制限価格の上限を90%に引き上げた長崎、佐賀、新潟の各県の実例を含め、国の入札制度の動向等をかながみますと、入札制度の抜本的な改革が今後必要と思われるので、本委員会といたしましては、町に対し、国・県・隣接市町村等の推移を的確に把握し、入札制度の調査・研究を行い、早急に検討されるよう求めて

まいりたいと思います。

今回の請願については、昨今の地域経済状況の地元建設企業は長年にわたり社会資本整備を通じて雇用の確保を初め、災害復旧支援活動や道路・河川清掃活動等の地域貢献活動もいただいているところであり、今後とも地域経済発展の支えとなるよう願っているところでもあります。国の緊急経済対策の中で、国土交通省が本年3月にまとめた地域建設業の振興に関する緊急対策の実施に向けた地方自治体等への通達等、国の入札制度に対する動向等を踏まえ、委員会として採択すべきと決定いたしましたところでございます。

議員各位におかれましては、趣旨ご理解の上、採択いただきますことを切に願って委員会委員長としての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。9番馬場久雄君。

9番 （馬場久雄君）

前にいただきました請願を拝見いたしました。が、請願事項としては、1の入札契約制度の適正な制度設計、2として地元企業に対する適正な評価についてというのが2項目出ているわけです。

今、委員長から説明がありました前段の部分、適正な制度設計についての方法論として一つ、二つ、三つ、四つと書いてあります。今、委員長が入札監視委員会ではこういった傾向でありますよと。あとは談合防止の観点から事前・事後公表はランダムにやっているんだよと。それから、最低制限価格制度、それは請願者が方法論としてはこういったものも考えられるのではないかと出しているわけです。

9月議会でも入札執行の概要報告書をちょうだいしています。当然総務委員会でも、そういったことを踏まえてこの前段の部分に書いたんだろうと思いますが、これを読みますと、結果的には採択というふうなことでありますので、別に不採択というような条項は入っておりませんが、いずれこういったことは国の動向、県の動向等を踏まえて、大いに町として検討すべきだと、そういった内容と理解していいんですよね。こういったこと

で不可能だということではなくて、これは、監視委員会としてもこういう傾向にあるんだよというふうなことが総務委員会としても議論等々なされたのかどうか。それを1点お伺いします。

議長 （大須賀 啓君）

委員長高平聡雄君。

総務常任委員会委員長（高平聡雄君）

ただいまの馬場委員のご質問でございますが、今お話をいただいたこの前段に係る案文につきまして、このことは現行の大和町で行っている入札制度の実態等、請願のあったものの違いというものを皆様にも改めてご報告をさせていただいたということでございます。

また、この件についても、さまざまな角度からご意見をいただき、町の担当課、担当官並びに請願者を含めた説明員の方々から現状を十分にお話しただいて、その中で先ほど後段に書かれてありますように国の緊急対策、あるいはそれとは別にしても先駆けて請願の趣旨に沿ったような形で行っている県、地方自治体も現存しているということもございましたので、そういった意味からも現状のギャップはあるにしても、今後十分に検討を進めていくべき課題であろうということで、趣旨は間違いのないことでの採択ということにさせていただきました。よろしくお願いたします。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

17番大崎勝治君の入場を求めます。

〔17番大崎勝治君入場〕

日程第20「議発第2号 TPP交渉参加阻止に関する意見書」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、議発第2号 TPP交渉参加阻止に関する意見書を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。13番大友勝衛君。

13番（大友勝衛君）

それでは、議発第2号 TPP交渉参加阻止に関する意見書（案）をご説明させていただきます。

意見書（案）についてはお手元に配付されているとおりであります。この件に関しまして、去る12月1日付であさひな農業協同組合理事組合長より請願書が提出されているところであります。

町議会としましても、農業を基幹産業としている本町にとって、例外なき関税撤廃を原則とする環太平洋パートナーシップ協定の交渉参加に反対すべきとの思いから、今回議会運営委員会の皆さんの賛同を得まして、意見書を提出するものでございます。

提出者、大友勝衛。賛成者、高平聡雄、秋山富雄、堀籠日出子、平渡高志、上田早夫。以上でございます。

TPP交渉参加阻止に関する意見書（案）。

会議規則第14条第2項の規定により提出をいたすものでございます。

それでは、朗読をもってご説明を申し上げたいと思います。

TPP交渉参加阻止に関する意見書（案）。

政府は、平成22年11月9日「包括的経済連携に関する基本方針（EPP基本方針）」を閣議決定し、米国、豪州など9カ国が行う環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加を進めております。

TPPは完全な貿易自由化を目指した協定であり、交渉を進めようとする政府の動きに対し、生産現場では、極めて大きな不安と動揺とともに怒りが生じているところがございます。

本来、EPAは、交渉相手国の相互発展と繁栄を本来的な目的とすべきであり、農業分野を含む各産業分野が完全に公平な利益を享受できる場合のみ検討を行うべきです。

しかし、我が国がTPP交渉に参加しても、この目的の達成は不可能であり、農業への影響を考慮せず結果として農業生産をこれ以上縮小させれば、食料の安定供給や安全・安心の確保は困難となり、国益を損ねることは必至であります。

つきましては、農業者の将来にわたる営農の安定や地域経済活性化、そして国民に対する食料の安全保障の観点から、下記事項を早急を実施するよう強く要望するものであります。

記としまして、日本の「食」と「農」、そして「地域経済」を守るため農業を犠牲にするTPP交渉参加には断固反対すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。提出先につきましては、下に記載のとおりでございます。よろしく願いを申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

これをもって趣旨説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句、その他の整理を要するものについては、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ声あり

異議なしと認めます。よって、その整理については、議長に委任することに決定いたしました。

日程第21「請願第3号 TPP交渉参加阻止に関する請願書」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、請願第3号 TPP交渉参加阻止に関する請願書を議題とします。

この請願第3号について申し上げます。

既に同じ内容のものが議発第2号において可決されておりますので、請願第3号 TPP交渉参加阻止に関する請願については、採決されたものとみなします。

日程第22「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第22、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の調査申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査の付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ声あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第7回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時35分 閉 会